づらいという声がある。

に聞かれたくない話がし

オープンな反面、

なかったが、現在は13件 での5ヵ月間で25件であ 昨年度の一年間で25件に 関する新規相談件数は: 福祉資金の貸し付け等に 期は78件であった。 末までが77件で、 の支給決定をしている。 る可能性もあり、 し、本年度は8月末ま 住居確保給付金は、 昨年同

祉協議会と連携し、 昨年度までは該当者がい 今後、困窮世帯が増え かな対応をしていく。 社相談体制の充実に 社会福

本市の福祉相談窓口

居確保給付金の利用状況 感染症の影響による生活 今年の4月から8月 生活保護の相談件数 新型コロナウイルス 生活福祉資金、

慮していく。 ともに、研修を通じて能 行っている。増設は難し 用や訪問による相談も 使用できる相談室は2字 の専門職員を配置すると 者として社会福祉士など いのでプライバシーに配 ぐ その他、 福祉相談で優先的に 会議室の使 市では担当

力向上に努めている。こ 会においても同様である のことは、社会福祉協議 遊びの安全とマナー

が大変有効であると考え ライフジャケットの着用 の死亡事故を一件も起こ 日高市における川で 水の事故防止には



田中

これを啓発してはどうか。 させない取り組みとし

国土交通省や県でも

キル向上が重要であると 談室の整備と担当者のス 会での対応の状況は、 託している社会福祉協議 る見解と事業の多くを委 考えるが、これらに対す に向き合うためには、

は 被っているが、 置で近隣住民が迷惑 問 発方法を検討していく。 推奨しており、今後、 路上駐車やごみの その対 を放

依頼しているが、 みの放置へは地元のボラ 依頼している。 察署にパトロール強化を な対策を検討していく。 ンティア団体等に清掃を 答 路上駐車 、は飯能 効果的



ひしめく川遊び客(8月・鹿台橋付近)

関係機関に意見書を提出しました

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、 我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。この三原則は、憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持 されなければならない。

一方、現憲法は今日に至るまでの70年を超える間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国 を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国 民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

このような状況の中、平成19年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立したことに伴い、 国会に憲法審査会が設置され、憲法第96条に定める改正の為の国民投票が可能となったところである が、議論が進展しているとは言いがたい状況にある。

憲法は国家の基本規程であり、その内容については、国会はもちろんのこと主権者である国民が幅広 く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国においては日本国憲法について、国会において活発かつ広範な論議を推進するとともに、 国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長 様 参議院議長 様 内閣総理大臣 内閣官房長官 様 総務大臣 様 法務大臣 様